

令和4年1月1日から

【参考3】

# 「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」

が施行されます！

空家等は、所有者自らによる管理が原則です。しかしながら、適正な管理が行われず、防災、衛生、景観等、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている空家等が増えていることが、大きな問題となっています。

このため、町では空家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、適正な管理を促すなどの必要な措置を行い、生活環境の保全および安全で安心な暮らしの確保に寄与するため、令和4年1月から「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」に基づく運用を開始します。

空き家問題は、行政だけで解決できる問題ではありません。自治会、地域住民、行政が連携して進めていく必要があるため、今後もより一層のご協力をお願いします。

## 1 「所有者等の責務」とは？

⇒適正な管理は所有者等の義務です

「所有者等」とは、空家等の所有者以外に、相続人や占有者、管理人などが含まれます。

「所有者等」は、所有する空家等に関して、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理を行わなければなりません。



## 2 対象となる「空家等」とは？

⇒長期間にわたり使用されていない建物です

町内に所在し、常時無人の状態にある住宅などの建物（共同住宅や店舗等の建物も含む）のことを言います。

また、これらの建物に附属する門や塀、その敷地自体も「空家等」に含まれます。

## 3 「管理不全な状態」とは？

⇒空家等で周辺に悪影響を与えている状態です

- 老朽化や台風等の自然災害により倒壊や建築材の剥離・飛散するおそれがある状態
- 誰でも簡単に建物へ侵入することができ、侵入者による火災や犯罪等を誘発するおそれがある状態



### ☆所有者の皆様へ☆

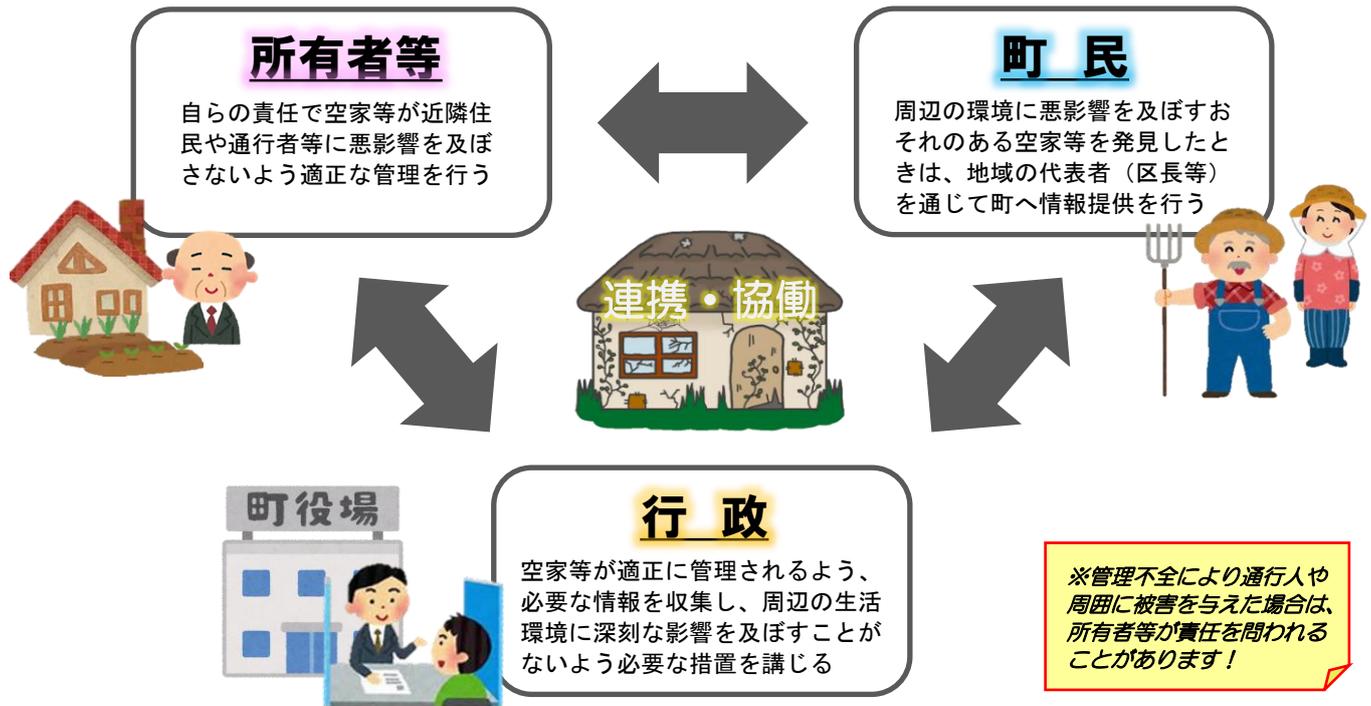
空家等を適正に管理してください！

※空家等には樹木なども含まれますので、建物と併せて樹木なども適正に管理してください。

※空家等を相続した場合は、遠縁であっても空家等を適正に管理する責任があります。

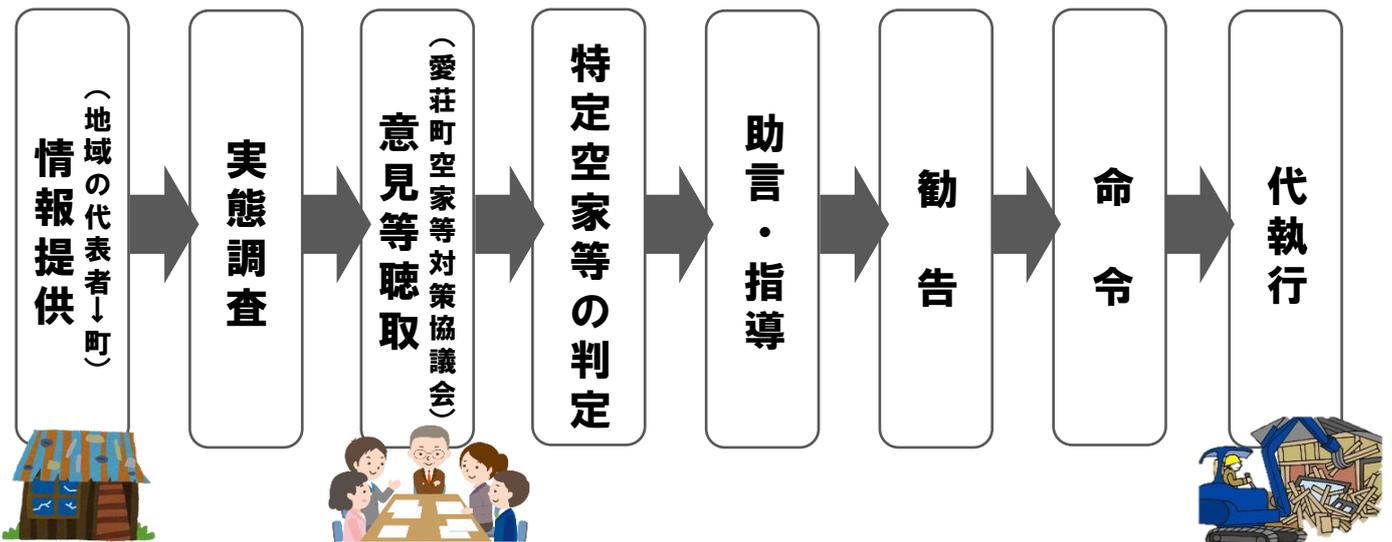
## 責務と役割

○条例において次のとおりそれぞれの者の責務と役割を定めています。



## 対応の流れ

○条例の施行により次のような措置が可能となります。



### 特定空家等とは・・・

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

【注意】勧告を受けた場合、地方税法の規定に基づき固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

## <適正に管理されていない空き家の相談窓口>

愛荘町建設・下水道課（愛荘町役場秦荘庁舎1階）

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地

TEL.0749-37-8052 FAX.0749-37-4444

E-MAIL kensetsu@town.aisho.lg.jp



空家等対策HP  
QRコード